

野田市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年10月7日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 鳩貝直子	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

主査 小田原 聡

議長 ただいまから令和4年第10回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

10番 針ヶ谷 久 翁 委員

11番 鳩貝 直子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番2番についてご説明いたします。

1ページ2ページをご覧ください

申請地は、畑20筆で13199平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年9月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、10月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番2番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から3番については齊藤委員、議案第3号申請番号4番から8番については針ヶ谷委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番2番について齊藤委員から報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号1番、2番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字小作の畑20筆で、肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

吉岡委員 ○○さん自作と経営面積が同じですが、新規就農ですか。

事務局 新規就農者ではなく、借入の農地がなく全部自作地です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で1932.89平方メートルとなっております。

計画変更事由は、既存建物を改修し利用するため、転用の目的が、貸車両置場用地から貸車両置場用地及び貸倉庫用地となります。

令和4年9月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、転用中でした。

計画内容は、砂利敷きし貸車両置場と既存建物を改修し貸倉庫として利用する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで周囲を囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は前回添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 地番ですが2105があつて、2105の1がありますけど、普通2105の1があつたら2とか3があつて2105ってのは、ないんじゃないかと我々は思います。

事務局 登記簿がそうなっていますので、登記簿上ですので、表示としては間違いありません。

筑井委員 公図はどうなんですか。

事務局 公図には、2105と2105の1と別々に表示されています。

筑井委員 公図にも2105と2105の1がある。

それって登記所の間違いじゃないですか。

普通に2105から分筆したら、2105-1と2105の2となるのが普通だと思います。

事務局 分筆するとそうなると思いますが、最初からこういう表示かもしれません。

登記簿も公図も2105と2105の1という表示なので申請としては、間違っておりません。

筑井委員 わかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で146平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和4年9月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号1について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地で、無人精米所が設置されておりました。

無人精米所については、上申書が提出され今月末までに撤去完了予定となっております。

計画内容は、砂利敷きし車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地は、ありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から5ページの申請番号8番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

無人精米所については、県に確認したところ、撤去予定であることから上申書添付で処理してよいと回答がありました。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で243平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和4年9月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、平屋建ての住宅を建設する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、排水は浄化槽を通して側溝へ放流、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう植栽を設ける計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローン事前審査書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で328平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借設定による住宅用地です。

令和4年9月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、整地して住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は本家の上水道を分岐して引き込み、排水は浄化槽を通して側溝へ放流、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀がない部分は、法面保護し土砂の流出を防ぐ計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については住宅ローン事前審査書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で826平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用です。

令和4年9月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、造成、埋め立て、整地は行わず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、転用資金にかかる確約書及び預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番6番については、関連があるので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番6番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください

申請地は、畑3筆で1018.61平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年9月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号5番6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置し東側と南側には、目隠しフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で467平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和4年9月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷きする太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で495平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年9月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、砂利敷きされた土地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、地区除外されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号8番、土地改良地区除外になっていますけど理由を教えてください。

事務局 既に昭和46年11月で、農地転用の許可地となっております。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、番号1番から9番、11番から14番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号1番から9番、11番から14番についてご説明いたします。

6ページ7ページをご覧ください。

野田市長より令和4年9月27日付けで、令和4年度第6次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年の賃借権設定が畑4筆で1214平方メートルとなっております。

5年の賃借権設定が田4筆で4368平方メートル、畑3筆で2112平方メートルとなっております。

10年の使用賃借権設定が田2筆で5488平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号番号1番から9番、11番から14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号10番についてご説明いたします。

5年の使用賃借権設定が畑1筆で665平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号番号10番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は、市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第10条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は平成30年11月に亡くなっております。

生産緑地は、畑5筆で1896平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員として私が現地調査を行っておりますので報告します。

議案第5号申請番号1番について、令和4年9月26日に現地の状況確認を、事務局職員2名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農

地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、保全管理されている農地でした。

以上です。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に他に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページ2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に4ページ5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、8件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知の提出が2件ありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に8ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に9ページ10ページをご覧ください。

報告第7号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が3件、国税局からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第7号の登記官照会等については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、1番については許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

その他については、委員が現地調査を行っております。

登記官照会2番について、調査にあたった針ヶ谷委員より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 報告第7号登記官照会の番号2番について報告します。

令和4年8月24日に私と染谷農業委員、岡田推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、資材置場として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 登記官照会3番について、調査にあたった齊藤委員より報告をお願いします。

齊藤委員 報告第7号登記官照会の番号3番について報告します。

令和4年8月24日に私と石山高弘農業委員、栗原推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、竹林でした。

調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 国税局照会1番について、調査にあたった宇佐見委員より報告をお願いします。

宇佐見委員 報告第7号国税局照会の番号1番について報告します。

令和4年8月17日に私と石山高弘農業委員、栗原推進委員、事務局の小田原主査と現地調査を行いました。

照会地は、農地として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となったため、柏税務署に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 42 分)